

令和6年度階上町会計年度任用職員の登録のお知らせ

会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2第1項に基づき採用される非常勤の地方公務員です。

町では、令和6年4月以降、役場庁舎等で事務補助を行う会計年度任用職員の登録を受け付けします。

なお、登録されても必ず任用されるとは限りません。

◆登録期間

登録の有効期間は1年間（令和6年4月1日～令和7年3月31日）です。

◆任用方法

書類及び面接により選考します。応募状況によっては、筆記試験を行うことがあります。任用は不定期であり、すぐに任用されない場合があります。

◆応募方法

「階上町会計年度任用職員登録申込書」に必要事項を記入の上、総務課に持参又は郵送してください。申込書は、総務課で配布するほか、町ホームページからもダウンロードすることができます。

なお、身体障害者手帳をお持ちの方は、申込みの際に手帳を提示するか、申込書に手帳の写しを添付してください。

◆受付期間

令和5年12月11日（月）から令和5年12月28日（木）までとします。

※ 受付期間を過ぎた場合でも随時登録できますが、令和6年4月1日からの任用者の選考は、12月28日までの登録者から優先して行います。

◆勤務条件

《勤務場所》 役場庁舎、公民館など

《任用期間》 1会計年度（4月～翌年3月）以内の期間

《勤務時間》 8:15～17:00（うち、休憩 12:00～13:00）など

※ 任用条件により、勤務・休憩時間が変わることがあります。

《給与等》 例）フルタイム一般事務補助 月額：162,100円～

※ 雇用条件により、通勤に係る費用及び期末手当が支給されます。

※ 継続雇用（2～5年目）の場合、昇給があります。

《各種保険》 雇用条件により、健康保険・厚生年金・雇用保険等に加入

◆応募資格

- ・パソコン（ワード、エクセルなど）の操作ができる人を優先して募集します。
- ・地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人は応募できません。

◆その他

登録された人で、住所・氏名等の記載事項に変更があった人、他に就職された人又は登録の取り消しを希望する人は必ず総務課へご連絡ください。